

我孫子市建設工事適正化指導要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）並びに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、我孫子市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体系の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保することで、建設工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 法第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約における全ての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約における全ての請負人をいう。
- (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (7) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (8) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (9) 工事担当課の長 発注工事の指導、監督等の事務を所掌する課長をいう。
- (10) 監督職員 我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）第149条第2項に規定する監督職員をいう。

(合理的な請負契約の締結)

第3条 市と建設業を営む者との間における請負契約は、法第19条第1項各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

(1) **製造その他の行為の委託に係る代金**の額が1件で法第3条第1項第2号の建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）で定める金額以上である下請契約

(2) 1件の工事につき下請契約が2以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、**製造その他の行為の委託に係る代金**の総額が法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約

2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

(1) 建築一式工事にあつては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事

(2) 建築一式工事以外の工事にあつては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

(技術者の適正な配置)

第6条 建設業者は、請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工事現場

に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 政令第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で置かなければならない。この場合、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。

ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）となるものであること。

イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合における当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。

ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。

エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第12号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。

キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 当該工事現場に当該監理技術者の行うべき法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者

4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第 30 条に定める数を超えるときは、適用しない。

5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれか該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

なお、第 3 項及び次の各号の併用をすることはできない。

(1) 政令第 27 条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 当該建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事にあつては 2 億円未満）となるものであること。

ウ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合における当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね 2 時間以内であること。

エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する下請契約にまでに限られること。

オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。

カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第 12 号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。

また、当該計画書は規則第 28 条第 1 項に規定する帳簿（規則第 26 条第 6 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

なお、規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。

ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

（2） 政令第 27 条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

（3） 政令第 27 条に該当しない建設工事で第 1 号の要件をすべて満たす場合（前号の場合以外）

6 前項第 1 号の規定は、当該建設工事の数が、政令第 34 条に定める数を超えると

は、適用しない。

- 7 第3項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者で国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちからこれを選任しなければならない。

~~5 第3項に定める監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し、法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、当該監理技術者の専任を要しない。~~

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金、賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を製造その他の行為の委託に係る代金の額とする下請契約を締結しないこと。

(2) 元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。

(3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。

(4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。

ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ 騒音、振動その他の周辺環境に配慮が必要な事象

(5) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる主要な資材の供給

の著しい減少、資材の価格の高騰その他工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（天災その他不可抗力により生じるものを除く。）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの

イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの

（６） 元請業者は、下請業者から工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

（７） 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。

（８） 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から２０日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。

（９） 元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から２０日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合は、この限りでない。

（１０） 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに製造その他の行為の委託に係る代金の額を減じないこと。

（１１） 市から工事を請け負った建設業者は、その工事における全ての下請業者に対して、この要領に定める事項を遵守するよう指導に努めること。

（製造その他の行為の委託に係る代金の支払条件）

第８条 下請契約における製造その他の行為の委託に係る代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。

（１） 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を現金で、前払金として

支払うよう努めること。

- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する製造その他の行為の委託に係る代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における製造その他の行為の委託に係る代金は、前条第5号の申出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由なしに、その工事の製造その他の行為の委託に係る代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、製造その他の行為の委託に係る代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内に、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により製造その他の行為の委託に係る代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は、元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、製造その他の行為の委託に係る代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は、交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、次に掲げる事項を全て満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (１) 過去における工事成績が優良であること。
- (２) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (３) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (４) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (５) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (６) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (７) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (８) 一の事業場に常時１０人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (９) 建設労働者の募集は、適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年法律第３１９号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (１０) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (１１) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (１２) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (１３) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

（施工体制の把握）

第１０条 建設業者は、市発注工事を請け負い、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第１号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第３号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「施行規則」という。）第１４条の２第１項各号及び同上第２項各号に掲げる事項が、（同条第２項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知書及び作業員名簿（様式第2号又はこれらに準ずるもの）」を作成し、前項の建設業者に書面により通知しなければならない。

なお、当該通知は、前項の建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

また、施行規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施行規則第14条の4第3項に規定する添付資料に代えることができる。

- 3 第1項の建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 4 第1項の建設業者は、施工体系図を当該工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。施行規則第14条の3の規定についてもこの規定を準用する。
- 5 第1項の建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負った下請負人に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。

なお、当該通知は、施行規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、第1項の建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

- 6 第2項の規定による下請負人は、様式第5号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。

なお、当該通知は、施行規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することができる。この場合において、第1項の建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

- ~~7 第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならない建設工事について、下請業者のうち、外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年8月13日国土交通省告示第822号）に規定される受入建設企業においては、現場に施行規則第14条の2第2項に規定する外国人建設就労者を新規入場させる場合に、外国人建設就労者建設現場入場届出書（様式第13号又はこれに準ずるもの）を作成し、元請業者に提出しなければならない。~~

(雇用条件の改善)

- 第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表に定める事項について措置するものとする。
- 2 市から建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事における全ての下請業者が前項の措置を講じる指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 市から建設工事を請け負った建設業者以外の元請業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

(市発注工事における届出等)

- 第12条 第10条第1項に規定する市発注工事を請け負った建設業者は、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、市との請負契約締結後、原則として1月以内に下請業者選定通知書（様式第6号）に施工体制台帳及び施工体系図を添付の上、工事担当課の長に届出しなければならない。
- 2 前項に規定する工事を請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者（監理技術者補佐を選任する場合には、監理技術者補佐を含む。）を選任し、市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を、工事担当課の長に届出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 前2項の届出事項に変更があったときは、当該建設業者は、2週間以内に下請業者変更届（様式第8号）又は変更通知書（様式第9号）を工事担当課の長に届出なければならない。
- 4 第1項の提出並びに第2項及び前項の届出（以下「市発注工事における届出等」という。）は、工事担当課の長の承諾を得て、それぞれ、当該提出及び当該届出をすべき様式その他の書面を電磁的方法により提出し、及び届け出ることができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による提出及び届出をしたものとみなす。**
- また、市発注工事における届出等に係る添付書類がスキャナにより読み取る方法そ**

の他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。

（点検及び調査）

第 13 条 工事担当課の長は、前条第 1 項の提出があったときは、入札契約適正化法及び同法施行令に係る我孫子市入札・契約事務運用基準（平成 14 年 4 月 1 日施行）の規定に基づく施工体制等点検表により点検しなければならない。

2 工事担当課の長は、前項の点検のほか、発注工事について入札契約適正化法第 11 条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

3 工事担当課の長は、前 2 項の点検及び調査の結果、入札契約適正化法第 11 条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、速やかに点検等報告書（様式第 10 号）により当該工事担当部長を経由し、契約担当部長に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた契約担当部長は、市長の承認の上、建設業許可行政庁等関係行政庁へ報告するものとする。

（監督職員等）

第 14 条 工事を所管する部の長は、発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、速やかに当該工事を請け負った建設業者に対し監督職員選任通知書（様式第 11 号）により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

（不正事実の申告）

第 15 条 元請業者及び下請業者において、この要領に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、工事担当課の長に命じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。

(指導勧告等)

第16条 市長は、建設業許可行政庁の指導又は建設業許可行政庁との協議等により、この要領に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うことができるものとする。

(1) 法第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告

(2) 公募型一般競争入札を実施する際に参加資格の喪失

附 則 (平成24年3月30日総管第616号部長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年1月21日総務第793号部長決裁)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 改正後のこの要領の規定は、この決裁の施行の日以後に公示又は指名する入札若しくは見積依頼する随意契約から適用し、同日前に公示又は指名した入札及び見積依頼した随意契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月6日総務第193号部長決裁)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 改正後のこの要領の規定は、請負契約の時点にかかわらず、施行後の全ての工事請負契約に適用する。

附 則 (平成29年12月11日総務第680号部長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年2月16日総務第1201号部長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年10月7日総行第357号部長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和７年７月３０日財資第６００号部長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

別表（第 11 条関係）

＜雇用・労働条件の改善＞

- 1 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- 2 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届けること。
- 3 賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- 4 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
- 5 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

＜安全・衛生の確保＞

- 6 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者に対する安全衛生教育を実施すること。
- 7 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

＜社会保険の加入＞

- 8 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- 9 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

＜福祉の充実＞

- 1 0 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- 1 1 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入に努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- 1 2 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

<福利厚生施設の整備>

- 1 3 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規定を遵守すること。
- 1 4 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

- 1 5 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

- 1 6 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- 1 7 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- 1 8 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

- 1 9 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。